

議案第43号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月14日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町介護保険条例の改正が必要な理由と概要

### 1 改正理由と内容

介護保険法施行令改正による引用ずれに伴い所定の改正を行う。

### 2 附則

平成30年8月1日から施行する。

日野町介護保険条例の一部を改正する条例

日野町介護保険条例（平成12年日野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、<u>令第38条第6項</u>の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、<u>令第38条第7項</u>の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、<u>令第38条第8項</u>の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、<u>令第38条第7項</u>の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、<u>令第38条第8項</u>の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、<u>令第38条第9項</u>の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。</p> <p>5及び6 略</p>

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。